

一般社団法人リビングヘリテージデザイン 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人リビングヘリテージデザインと称する。

2 当法人の名称の英文における表示は、Living Heritage Design Association とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府中央区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、残すべき価値のある住宅等の建築物とその敷地（以下、「建築遺産」という。）を、その価値を維持しつつ活用しながら、生きている遺産（リビングヘリテージ）として後世に継承することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 建築遺産の維持管理、継承に係る支援
- (2) 建築遺産に係る見学会・展覧会等の開催
- (3) 建築遺産の売買、賃貸に対する支援
- (4) 建築遺産の流通市場の形成に係る活動
- (5) 建築遺産の一時保有、借上げ・委託による運用、転貸
- (6) 建築遺産の活用に関する提案
- (7) 建築遺産の所有者、居住者、支援者等の交流活動の支援
- (8) 建築遺産に係る情報の収集および広報・出版等の情報の発信
- (9) 建築遺産に係る記録、データベース等の作成・保全
- (10) 建築遺産に係る調査、研究・提言
- (11) 建築遺産の維持・継承・活用等を通してのまちづくり・地域活性化活動等の支援
- (12) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって一般法人法における社員とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) サポーター会員

当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又はサポーター会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより入会の申し込みをし、その承認を受けなければならない。(経費等の負担)

第7条 正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(4) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき

(5) 除名されたとき

(6) 総正会員の同意があったとき

(任意退会)

第9条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 正会員が、次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除

名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 サポーター会員が、前項の各号の一に該当する場合には理事会の決議によって除名することができる。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

2 当法人は、社員名簿をその主たる事務所に備え置く。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は連名で、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

3 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議（委任状また議決権行使書による決議を含む。以下同じ。）をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権)

第15条 正会員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 正会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員を設置等)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上15名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち、3名以内を副会長、2名以内を専任理事とすることができる。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専任理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第21条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は会長を補佐し、専任理事は当法人の業務を執行する。

3 会長、専任理事は、事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任

された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第24条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(役員等の責任軽減)

第27条 当法人は、一般法人法第113条第1項の規定により、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、理事又は監事の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項第2号所定の金額（以下、「最低責任限度額」という。）を控除した額を限度として免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、理事又は監事の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第28条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専任理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集通知は、会日より3日前までに理事及び監事に対して発する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録に署名または記名押印しなければならない者は、理事会に出席した代表

理事及び監事とする。

(理事会規則)

第35条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 (削除)

(事業報告及び決算)

第39条 当法人事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に、定時社員総会の日から二週間前の日から五年間、その主たる事務所に備え置く。

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更等)

第41条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

3 当法人は、定款をその主たる事務所に備え置く。

(解散)

第42条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、清算時においても剰余金の分配を行わない。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第45条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 奥村太朗

設立時理事 笠原一人

設立時理事 加本美香

設立時理事 倉方俊輔
設立時代表理事 窪添正昭（会長）
設立時理事 末村巧
設立時理事 高岡伸一
設立時理事 辻岡信也
設立時理事 長岡弘隆
設立時理事 信森徹
設立時理事 原田純子
設立時理事 山本浩貴
設立時監事 白石秀知

（設立時社員の氏名及び住所）

第46条 略

（法令の準拠）

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

平成27年9月8日 作成

最終改正 令和3年7月14日